

高槻市景観計画
(原案)

平成20年 月

高槻市

目次

1 景観計画の区域(法第8条第2項第1号関係) -----	1
2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号関係) -----	1
(1)景観形成の目標	
(2)景観類型別の景観形成の方針	
(3)景観重点地区の景観形成の方針	
3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号関係) --	7
(1)市域における行為の制限	
(2)景観重点地区における行為の制限	
4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第4号関係) -----	10
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 に関する事項(法第8条第2項第5号関係) -----	10

1 景観計画の区域(法第8条第2項第1号関係)

高槻市全域(105.31km²)を景観計画の区域(以下、景観計画区域)とします。

2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号関係)

(1) 景観形成の目標

高槻への誇りと愛着の育成

都市として成熟期を迎えている高槻市では、これまでの拡大志向や効率性を追求する地域づくりから、住まい働く人の満足度やこころの充実を目指した地域づくりへと、質的な転換を図っていくことが求められます。

そのため、地域活力の再生、ひいては景観づくりの取り組みを地域ぐるみの活動へと広げ、良好な景観形成をきっかけとしたまちづくり活動を通じて、住みたい、住み続けたい、訪れたいまちとしての魅力を高め、高槻への誇りと愛着を育成していきます。

身近に感じることができる自然景観の保全

北摂連山の山並み、農村集落や里山、淀川や芥川等の水辺の織り成す自然空間は、生活の中で身近に感じることができる安らぎと癒しの空間として、特に多くの市民に親しまれています。これらの自然環境が生み出す自然的景観は、高槻市の景観の骨格を形作る基本的な要素の一つでもあり、高槻らしさをイメージするうえでも極めて重要な要素となっています。

また、水源かん養をはじめ地球温暖化防止等様々な機能を持つ森林、治水・利水とともに市民の散策空間・水辺空間等様々な機能をもつ河川、都市近郊農業や身近な食育の場としての農地を保全していくことは、自然的景観の保全のみならず、環境との共生を図っていくうえでも重要な意味をもっています。

こうしたことから、市街地から眺望できる北摂連山の山並みや緑あふれる農地、市民が気軽に親しむことのできる水辺空間等、身近に感じることができる自然景観の保全を図っていきます。

人々の営みに支えられた歴史・文化の継承

高槻市には、各時代にわたる歴史的な価値のある多様な資源や、地域の文化を伝える資源が豊富に存在し、市民の体験や記憶と結びついた心の原風景となっています。特に、富田地域や西国街道沿い等歴史の面影を残すまちなみをはじめ、古墳や遺跡が存在する地域に対しては、市民の愛着も高くなっています。

このような地域の景観は、現在に至る時の経過の中で人々の営みが受け継がれ、伝えられてきたものです。地域の歴史にこだわることは、地域の独自性を大切にし、地域らしい景観を継承していくうえでも非常に重要なことです。

そのため、それぞれの地域の成り立ちを理解するとともに、人々の営みに支えられた歴史的・文化的遺産を大切にしつつ、それらの特性を踏まえた活用を図りながら次世代に継承していきます。

質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出

高槻市は、人口減少期を迎えつつあり、将来にわたって活力を持続していくためには、多面的に都市の魅力を高めていくことが求められます。

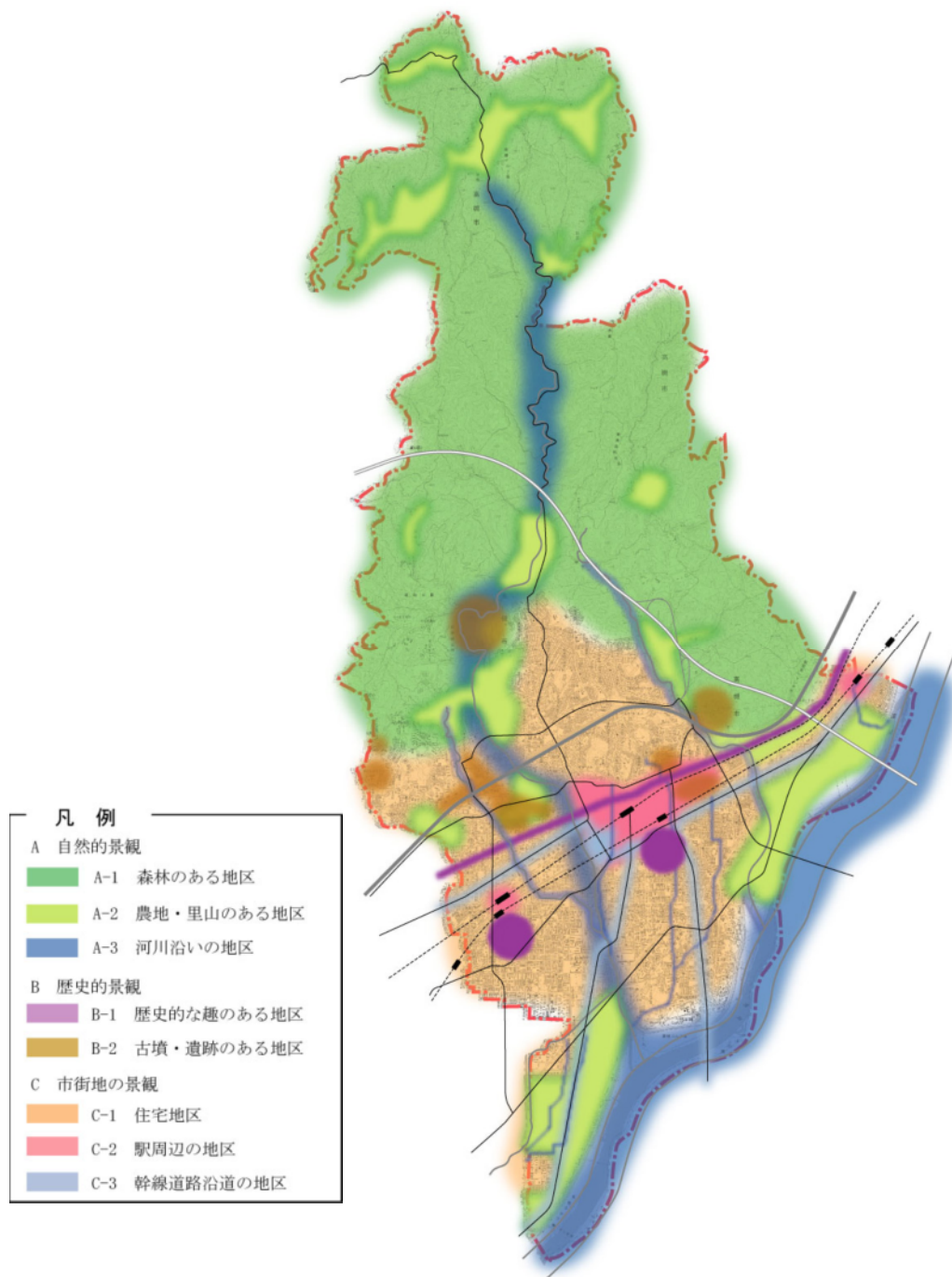
高槻市は、北部の丘陵地等におけるゆとりと潤いのある住宅地や、南部における都市的利便性の高い住宅地等、住宅都市として多くの魅力を備えています。また、中心市街地の商業集積とともに、先端技術の研究所や大学の立地等複合的な都市機能が集積し、京阪間における拠点都市としての存在感を有しています。

そのため、地域ごとの特徴を活かしたまちづくりを進めることによって、人々が暮らし、活動し続けたいと感じる良好な都市としての価値を高めるとともに、市街地での景観を魅力あるものとする事で、質の高い生活空間と活気やにぎわいのあふれる多様な交流のある街の創出を図っていきます。

(2) 景観類型別の景観形成の方針

高槻市の景観は、市の成り立ちや地勢・地形、歴史的経緯などから、「自然的景観」、「歴史的景観」、「市街地景観」の3つのタイプに分類されます。

以下、それぞれのタイプ別の景観形成の方針について示します。



景観市の景観類型

A 自然的景観

A - 1 森林のある地区

➡ 市街地の背景となる山並みの景観保全

- ・ 建築物や屋外広告物等については丘陵部や斜面地形との調和を図ることで、山並みの景観を保全します。

➡ 森林の健全な保全・育成

- ・ 山並みの景観を著しく損なうような伐採を避け、周辺との調和に配慮します。
- ・ 良好な山並み景観を創出する森林を、農林業施策との連携によって、保全・育成します。

A - 2 農地・里山のある地区

➡ 農地・里山と調和した建築物や屋外広告物への誘導

- ・ 建築物や屋外広告物等について、農地・里山と調和を図ることで、落ち着いたある田園景観を保全します。

➡ 田園景観と調和した古民家等の保全

- ・ 農地・里山と調和した田園景観の重要な景観要素である古民家等を保全します。

➡ まとまりのある農地の保全・活用

- ・ 継続的な農業による生産活動や農地の維持・継承によって、農地景観を保全します。
- ・ 良好な景観を創出する農地を、農林業施策との連携によって、保全・活用します。

A - 3 河川沿いの地区

➡ 広がりのある眺望を有する河川景観の保全

- ・ 建築物や屋外広告物等について、開放感のある河川空間に配慮することで、広がりのある眺望を有する河川景観を保全します。

➡ 親水性に配慮した市民が親しみやすい河川空間の形成

- ・ 親水性に配慮した多自然型の護岸整備や散策路、並木道等の整備によって、市民が親しみやすい河川空間を形成します。

B 歴史的景観

B - 1 歴史的な趣のある地区

➡ 歴史的建造物を適正に維持・保全

- ・ 歴史的まちなみや旧街道沿いに残る歴史的な趣を感じる事ができる建造物を保全します。

➡ 歴史的建造物と周辺のまちなみの一体感の形成

- ・ 建造物の外観を整える等のルールづくりにより、歴史的な風情を伝えるまちなみの一体感を保全します。
- ・ 屋外広告物やサイン等の統一感を図ることで、地域の個性を生かしたまちなみを形成します。

B - 2 古墳・遺跡のある地区

➡ 古墳や遺跡の価値を高めるような周辺環境の整備

- ・ 主要な古墳・遺跡そのものの価値を高めるよう、文化財保護施策や観光振興施策との連携によって、周辺環境との一体的な整備を行います。

➡ 古墳や遺跡のもつ緑の空間の保全

- ・ 緑の空間は、景観重要樹木や樹林保護地区、保護樹木の指定等で景観資源として位置づけ、古墳や遺跡と共に保全します。

C 市街地の景観

C - 1 住宅地区

➡ 敷地内やまちかどの緑を充実

- ・ 敷地での空地や修景スペースを確保し、敷地内への緑化誘導によって、敷地内やまちかどの緑を充実します。

➡ 街区における統一感のある居住空間の形成

- ・ 周辺のまちなみに配慮した建築物とし、地域の統一感を確保を目指します。
- ・ 壁面・垣・柵等の設置に対するルールづくりによって、隣近所との連続性に配慮したまとまりのある居住空間の形成を目指します。

C - 2 駅周辺の地区

➡ 駅前広場やメインストリートの都市空間としての質の向上

- ・ 憩いの空間や人が集う空間として利用されることを意識し、緑化等による潤いのある空間を形成します。
- ・ 街の玄関口としての良好なイメージを形成するため、屋外広告物やサイン等について統一感や質の向上に努めていきます。

➡ 快適性や賑わいを感じることで歩行者空間の形成

- ・ 建築物の前面スペースの公開等により快適な歩行者空間を形成します。
- ・ 建築物の低層部に商業施設を誘導する等により、にぎわいのある歩行者空間を形成します。

C - 3 幹線道路沿道の地区

➡ 道路空間の緑の創出による連続性の確保

- ・ 沿道民有地における緑化誘導によって、道路空間の緑の連続性を確保します。
- ・ 街路樹の整備とあわせて、周辺住民との協働による管理の仕組みづくりを検討します。

➡ 沿道からみる山並みの眺望空間の確保

- ・ 建築物や屋外広告物について沿道からの見通しに配慮することで、山並みの眺望空間を確保します。

(3) 景観重点地区の景観形成の方針

高槻市の良好な景観形成を図っていく上で重点的に景観形成に取り組む必要がある地区については、景観重点地区と位置づけ、地区ごとの方針を定めます。

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号関係)

(1) 市全域における行為の制限

1) 届出対象行為

景観計画区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。

景観法第17条第1項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。

届出対象行為		規模
法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15m超又は 建築面積1,000㎡超 (外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が1/2超)
法第16条第1項第2号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m超又は 築造面積2,000㎡超 (外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が1/2超)
法第16条第1項第3号により届出が必要な行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積1,000㎡以上
法第16条第1項第4号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積1,000㎡以上
	木竹の植栽又は伐採	面積1ha超
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積1,000㎡以上

都市計画法第4条第12項

「主として建築物の建築 又は 特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う行為

2) 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項目		景観形成基準	
建築物・工作物	敷地内のデザイン	空地の配置	・まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行者空間と修景スペースを確保する。
		緑化	・地域と建築物の景観に見合った適切な樹木や草木を植栽する。 ・道路に面する敷地は、緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。
		舗装・屋外設置物	・公共用地界を明確化した上で、歩道との連続性を考慮し、舗装仕上げや屋外設置物の配置に配慮する。
		1・2階の形態	・前面の道路が快適性や賑わいを感じることができる通りとなるよう、開口部を工夫する。
	建築物・工作物のデザイン	かたち	・周辺地域と調和した高さ、形態、屋根とする。
		外壁	・周辺地域や建築物と調和した外壁デザインとする。 ・面積の大きな壁面等は、適切な分節等により、単調なものとならないよう配慮する。 ・外壁の材質は、周辺地域と調和したものとし、汚れが目立たず、色あせない材料を使用する。
		設備・屋外階段	・主要道路から、見えなくするか、目立たないように工夫する。 ・建築物や工作物と調和したデザインとし、緑化や色調をあわせることで目立たないように配慮する。
		色彩	・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ・別表1の色彩基準を遵守すること。
	開発行為	・現況の地形を可能な限りいかし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。	
木竹の植栽又は伐採	・大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。		

(別表1)

<色彩基準>

- ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準(外壁基本色)

R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下

Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下

その他の色相の場合、彩度2以下

JISのマンセル表色系による

- ・ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

(サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)

外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

(アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。)

着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合

(2) 景観重点地区における行為の制限

景観重点地区の指定を受けた地区においては、市全域における行為の制限とは別に、届出対象行為と景観形成基準を設けます。

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第4号関係)

景観重要建造物

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・歴史的または建築的な価値をもつもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

景観重要樹木

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第5号関係)

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要です。

したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、屋外広告物条例に基づく適切な掲出を規制・誘導します。